○**農林水産省告示第千五百九十六号**

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－（ブトキシメチル）アセトアニリド（別名ブタクロール）	0.05mg／kg体重／日	0.49mg／kg体重
S－ベンジル＝1，2－ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	0.0069mg／kg体重／日	0.034mg／kg体重
rac－（1*R*，2*S*，4*S*）－1－メチル－2－［（2－メチルフェニル）メトキシ］－4－（プロパン－2－イル）－7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン（別名シンメチリン）	0.079mg／kg体重／日	0.30mg／kg体重
（略）		

改正前		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		

その他告示

○**財務省告示第二百八十二号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第149回	127,600,000円	127,549,180円
〃	第150回	281,750,000円	281,637,768円
〃	第151回	76,900,000円	76,869,374円
〃	第152回	104,050,000円	104,008,562円
〃	第153回	133,880,000円	133,826,682円
〃	第154回	93,720,000円	93,682,680円
〃	第155回	199,510,000円	199,430,534円
〃	第156回	191,100,000円	191,023,898円
〃	第157回	307,930,000円	307,807,344円
〃	第158回	295,540,000円	295,422,292円
〃	第159回	139,020,000円	138,964,640円
〃	第160回	237,270,000円	237,175,478円
〃	第161回	173,630,000円	173,505,510円
〃	第162回	141,980,000円	141,765,054円
〃	第163回	242,080,000円	241,983,566円
〃	第164回	121,950,000円	121,901,434円
〃	第165回	74,100,000円	74,070,496円
〃	第166回	175,670,000円	175,446,062円
〃	第167回	358,020,000円	357,506,516円